新型コロナウイスル感染症対策に係る補正予算(補足資料)

【一般会計】

- 2. オゾン発生装置
- 7. 電解水生成装置
- 8. 飛沫感染予防アクリル板
- 9. 茨城県パワーアップ融資信用保証料補助金
- 10. テレビ会議対応ネットワーク構築
- 11. サテライトオフィス対応ネットワーク構築
- 14. 感染予防ハンドブック

【国民健康保険特別会計】

1. 傷病手当金

2. オゾン発生装置

設置予定箇所 庁舎ほか公共施設、小・中学校、公立保育所・園、 放課後児童クラブなど、56台設置

(イメージ)





7. 電解水生成装置について

内 容:かすみがうら市では、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡 大防止のため、酸性電解水生成装置にて生成した「酸性電解水」を 家庭での除菌に使用していただくため、配布を行います。

酸性電解水は、一般に除菌に有効とされている次亜塩素酸ナトリウムの希釈液に比べ、希釈を行う手間や、対象物・皮膚への攻撃性が少ないと言われており、安全性の高い除菌水として使用されています。

現在、消毒用アルコール等の店舗での購入が難しくなっており、市 民の方からも消毒剤の配布を求める声も上がっており、酸性電解水 を、市内の施設にて市民の皆様に配布を行い、家庭内の除菌に使用 していただき、感染症の予防を行って頂きたいと考えております。 また、小中学校及び保育所にて機器を順次設置して行く予定です。

配 布 数:1世帯1リットル程度

配 布 方 法:市内施設(公民館等)にて配布を予定

要配慮者等に対しては直接配布を予定

配 布 時 期:4月中に配布を開始予定

(イメージ)



14. 感染予防ハンドブックの配布について

内 容:かすみがうら市では、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡 大防止のため、感染予防ハンドブックを作成し、市民の方への注意 喚起の為、各戸配布を行います。

> 内容については、新型コロナウイルス感染症の基本情報や、症状・ 感染方法、咳エチケットや手洗い方法、消毒や換気方法について、 最新の情報をわかりやすく解説したものを作成していきます。

配 布 数:15,000部

配 布 方 法:広報紙「広報かすみがうら」と同時に各戸配布予定

かすみがうら市酸性電解水(除菌水)配布計画

1 目 的

市は、新型コロナウイルス対策として、除菌作用のある酸性電解水(除菌水)を市民に配布し、市中のアルコール消毒液不足に対応する。

2 配布期間・時間

(ア) 配布期間

令和2年4月20日(月)から当面の間 (休日は、4月25日(土)、4月26日(日)及び4月29日(水)のみ配布。 状況により、5月以降も配布。)

(イ) 配布時間

午前10時から午後4時

3 場 所

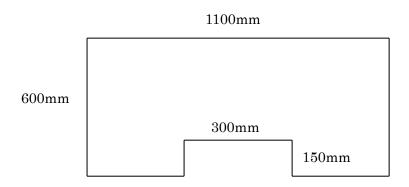
別紙第1「酸性電解水生成・配布場所一覧表」のとおり

「酸性電解水生成・配布場所等一覧」

			4月								5月					
区分	名 称	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	28	2 9	3 0	1	2	備考
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
生成場所	千代田庁舎	PM	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0	0		20日か
土以物別	電ヶ浦保健センター		\bigcirc	\circ	\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\circ		らの配布
	千代田公民館		\circ	\circ	\circ	\bigcirc	0			\bigcirc	\circ		0	\circ		のため、
配布場所	働く女性の家		\circ	0	0	\circ	0			\circ	\circ		0	0		19日午
	やまゆり館		0	0	0	0	0			0	0		0	0		後から酸
	霞ヶ浦保健センター		\circ	0	0	\circ	0			\circ	\circ		0	0		性電解水
	博物館(旧ビジターセンター)		\circ	0	0	\circ	0			\circ	\circ		0	0		の生成を
	千代田庁舎							0	\circ			\circ				始める。
	霞ヶ浦庁舎							0	0			0				
	名 称	5月														
区分		3	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	13	1 4	1 5	1 6	備考
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
生成場所	千代田庁舎				PM	\circ	0		PM	\circ	\circ	\circ	0	0		5月16
	霞ヶ浦保健センター				PM	0	0		PM	0	0	0	0	0		日以降の
配布場所	千代田公民館					\circ	0			\circ	\circ	\circ	0	0		日程は別
	働く女性の家					\circ	0			\circ	0	0	0	0		示する。
	やまゆり館					\circ	0			\circ	0	0	0	0		
	霞ヶ浦保健センター					\circ	0			\circ	\circ	0	0	0		
	博物館(旧ビジターセンター)					\bigcirc	\circ			0	0	0	0	0		

8. 飛沫感染防止アクリル板

- ・千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所(働く女性の家)の 窓口カウンターに飛沫感染を防止するために設置
- ・サイズ: W1100×H600×D5 窓空き



9. かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金

目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、経営の安定に支障を生じている中小企業の負担軽減を図るため茨城県が実施している融資利用者に対し信用保証料の補助を行うものです。

補助対象事業

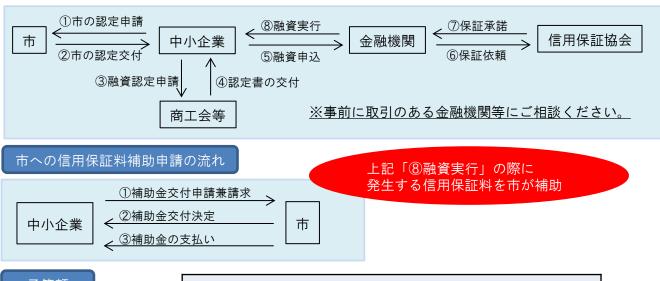
新型コロナウイルス感染症の影響により、市の認定を受けて茨城県パワーアップ融資制度を 利用された方

111111 - 101-11				
市認定要件①	市認定要件②	市認定要件③	茨城県パワー融資制度	
中小企業信用保険法 第2条第5項第4号に 該当	・市内で1年以上事業継続している・最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少かつ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少の見込み	全業種	県パワーアップ融資要 件4号で制度を利用 (経営安定関連保証)	
中小企業信用保険法 第2条第5項第5号に 該当	・最近3か月の売上高等が前年同月比で5%以上減少 ・製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない	経済産業大臣が 指定する業種		
中小企業信用保険法 第2条第6項に該当	・最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以 上減少 かつ ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前 年同月比で15%以上減少の見込み	全業種	県パワーアップ融資要 件5号で制度を利用 (危機関連保証)	

信用保証料補助及び取り扱い期間

- ·全額補給(県50%·市50%)
- ・令和3年3月31日融資実行分まで

茨城県パワーアップ融資実行までの流れ



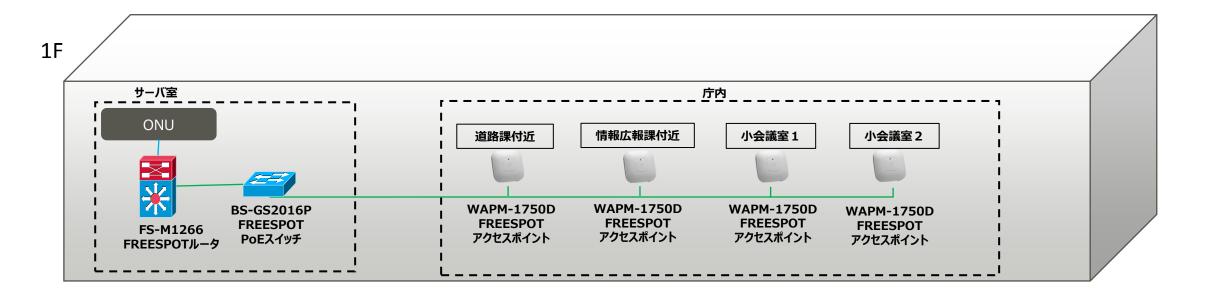
予算額

4,987,500円

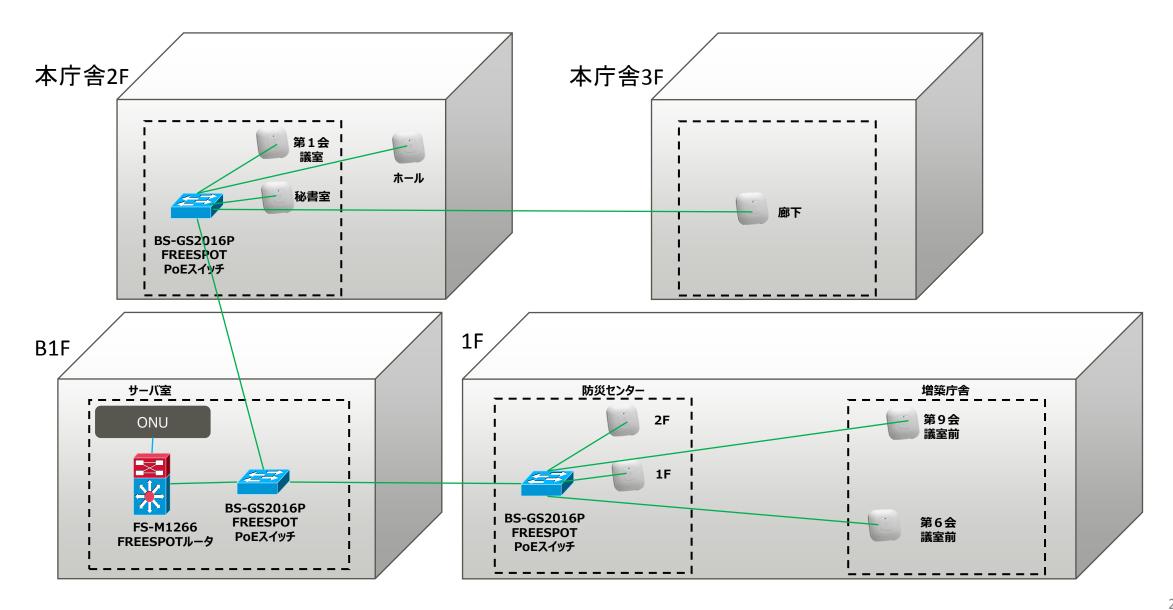
10社×3か月×332,500円(※1)=9,975,000円 (※1)は(融資額)10,000千円(融資期間)7年(保証料)0.7%で、ある一定条件のシュミレーションにより算出した保証料金額9,975,000円×1/2=4,987,500円

10. テレビ会議対応ネットワーク構築

無線環境ネットワーク増強(霞ケ浦庁舎)

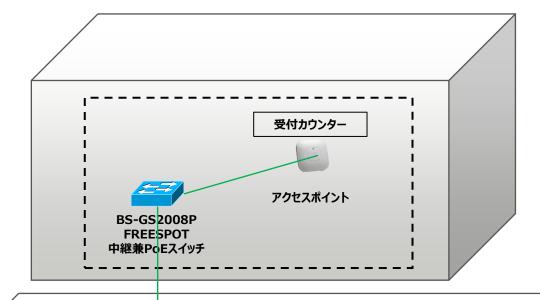


無線環境ネットワーク増強(千代田庁舎)

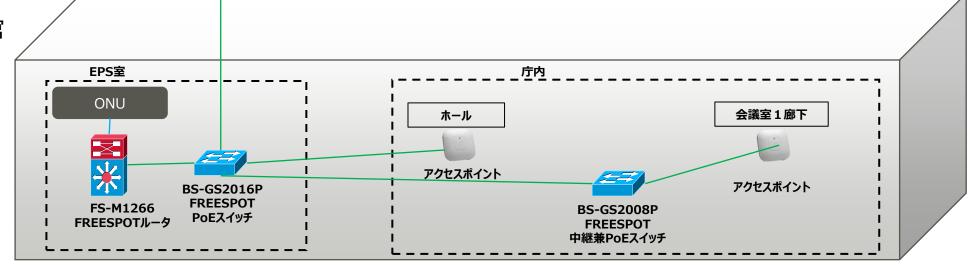


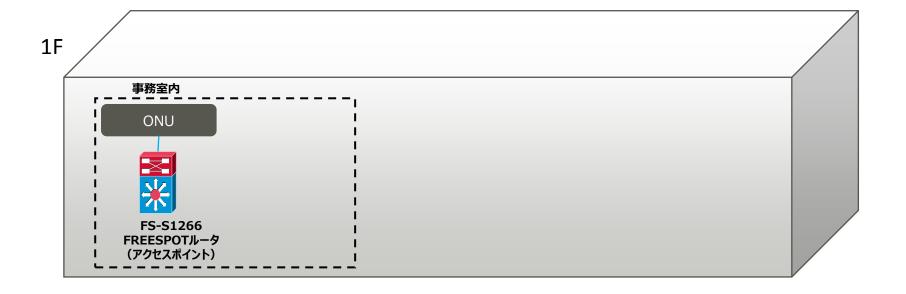
無線環境ネットワーク増強(あじさい館)

図書館



あじさい館





11. 新型コロナウイルス感染拡大防止のためのサテライト勤務について

1. 目的

かすみがうら市において、市職員が感染し拡大した場合には、市民への窓口サービスの 停滞や、最悪の場合には市役所の機能停止など、大きな影響が懸念されます。今後の業務 を継続させることを目的に、業務の一部を分散して遂行するサテライト勤務を実施します。 なお、先行して4/15(水)から3課を試行的に分散させ、他の部署においてもネットワーク回線を整備後に、随時分散勤務するよう検討してまいります。

2. スケジュール及び業務を分散する部署

◇4/15(水)~12/28(月) 政策経営課、総務課、道路課

 \diamondsuit 5/ 7 (木) \sim 12/28 (月) その他の部署

部署名		分散先の 勤務地	期間				
副市長室	千代田庁舎	千代田公民館	4/16 → 12/28				
政策経営課	千代田庁舎	千代田公民館					
総務課	千代田庁舎	働く女性の家	4 /15 → 12/28				
道路課	霞ヶ浦庁舎	あじさい館					
その他の部署回線整備後、阿		千代田公民館 働く女性の家 あじさい館	5/7				

※年内を目処とするが、状況に応じて期間を変更する。

【国民健康保険特別会計】

1. 傷病手当金について

○ 対象者

市国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった者。(給与の支払いを受けている者に限る)

○ 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から 労務に服することができなかった期間。

ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病 手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給します。

○ 支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×2/3×支給対象となる日数

○ 適用期間

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

○ 例規改正

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例 令和2年4月13日施行 (専決処分) かすみがうら市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 令和2年4月13日施行